

〔平成16年4月1日〕  
理事（財務・人事担当）裁定

【趣旨】

第1条 国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規第46号）第7条第2項に規定する無期転換外国人研究員及び国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則（平成21年規第26号）第6条第2項に規定する外国人研究員（以下「外国人研究員」という。）の給与及び雇用の手続等については、この細則の定めるところによる。

【給与の種類】

第2条 外国人研究員の給与は、本給及び通勤手当とする。

【本給月額の設定】

第3条 本給月額は、別表（外国人研究員本給表）に掲げる研究業績区分に応じ、同表に掲げる額（これによりがたい場合は、労働契約において別に定める額）とする。

2 前項の研究業績区分は、当該部局の長の評価に基づき、その者に該当する区分を決定する。

【通勤手当の額の決定】

第4条 通勤手当の額については、国立大学法人東北大学職員給与規程（平成16年規第55号）第26条の規定を準用する。

【契約の締結】

第5条 労働契約は、日本語で作成した契約書（以下「日本語契約書」という。）及び外国人研究員が契約内容を理解できる外国語で作成した契約書（以下「外国語契約書」という。）で締結するものとする。ただし、当該外国人研究員が日本語契約書の内容を十分理解できる場合は、外国語契約書の作成を要しない。

2 労働契約の内容について疑義が生じた場合には、日本語契約書の記載が優先する。

【給与の改定】

第6条 給与の改定に係る更改契約は、速やかに締結するものとする。

【雑則】

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日改正）

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この細則の施行日の前日から引き続き雇用される外国人研究員については、なお改正前の別表第3を適用し本給月額を決定する。

附 則（平成20年3月24日改正）

1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 この細則の施行日の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き雇用される外国人研究員については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条の規定は、施行日以後に行われる外国人研究員の採用に係る候補者の選考について適用する。

附 則（平成21年3月27日改正）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行日の日（以下「施行日」という。）の前日に改正前の第1条に規定する外国人研究員として雇用されていた者で、施行日に引き続き雇用されるものの給与及び雇用の手続等については、当該雇用期間満了までの間、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月25日改正）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

別表 外国人研究員本給表

研究業績区分	本給月額（円）
極めて顕著な研究業績を有する教授 と同等程度の者	800,000
上記以外の教授と同等程度の研究業 績を有する者	600,000
准教授と同等程度の研究業績を有す る者	500,000
講師又は助教と同等程度の研究業績 を有する者	400,000